

よくある問い合わせ

★レセプトの書き方は何を見たらよいの？

厚生労働省が示す「訪問看護療養費請求書等記載要領」に則って記載願います。厚生労働省のホームページよりダウンロードできます。

厚生労働省＞政策について＞分野別の政策一覧＞健康・医療＞医療保険＞！重要なお知らせ 平成 28 年度診療報酬改定＞平成 28 年度診療報酬改定について＞第 3 関係法令等【通知】(5)1「診療報酬請求書等の記載要領等について」の一部改正について 平成 28 年 3 月 25 日保医発 0325 第 6 号 PDF[1920KB] P187～

★高額療養費の現物給付って何？

利用者が「限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証を提示することにより、医療機関の窓口での支払いを自己負担限度額までにとどめることができる仕組み」をいいます。

【事例】請求金額が 300,000 円の場合の自己負担額

①国保 3 割負担

高額療養費が現物給付されない場合（限度額適用認定証の提示がない）

300,000 円×3 割＝90,000 円

高額療養費が現物給付された場合（限度額認定証区分オ） 35,400 円まで

〃（限度額認定証区分エ） 56,700 円まで

〃（限度額認定証区分ウ）

80,100 円+（300,000 円－267,000 円）×1%＝80,430 円まで

※70 歳未満で、限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証の提示があった場合、適用区分に従って限度額が決まります。

②高齢受給者 2 割負担（特例による 1 割負担）

高額療養費が現物給付された場合 （一般）12,000 円まで

〃 （低所得）8,000 円まで

③高齢受給者 3 割負担

高額療養費が現物給付された場合 44,400 円まで

- ④後期高齢者 1 割負担
 高額療養費が現物給付された場合 (一般) 12,000 円まで
 // (低所得) 8,000 円まで
- ⑤後期高齢者 3 割負担
 高額療養費が現物給付された場合 44,400 円まで

※70 歳以上の場合、高齢受給者証または後期高齢者被保険者証の提示となり、低所得の方は併せて限度額適用・標準負担額減額認定証の提示が必要です！

★負担金額はどのような場合に記載するの？

下記の記載要領より、高額療養費が現物給付された場合（自己負担限度額を超えた場合）に記載します。

◀訪問看護療養費請求書等記載要領より抜粋▶

- (2)「負担金額」の項については、以下によること。
- ア 省略
- イ 医療保険（高齢受給者及び高齢受給者以外であって限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証の提示があった者で高額療養費が現物給付された者に係るものに限る。）及び後期高齢者医療については、以下によること。
- (7)高額療養費が現物給付された者に限り記載することとし支払いを受けた一部負担金の額を記載すること。なお、この場合において、一部負担金相当額の一部を公費負担医療が給付するときは、公費負担医療に係る給付対象額を「負担金額」の項の「保険」の項の上段に（ ）で再掲するものとし、「負担金額」の項には、支払いを受けた一部負担金と公費負担医療が給付する額とを合算した金額を記載すること。（以下省略）
- ウ 省略
- エ 高齢受給者の一般所得者及び低所得者であって難病法による特定医療及び肝炎治療特別促進事業に係る公費負担医療受給者については、医療券に記載されている公費負担医療に係る負担額を記載すること。ただし、当該公費負担医療の給付対象額の 2 割相当の額が、当該医療券に記載されている公費負担医療に係る患者の負担額を下回る場合は、当該 2 割相当の額（「負担金額」の項に金額を記載する者の場合は、10 円未満の端数を四捨五入した後の金額を、金額の記載を要しないもの場合は、10 円未満の端数を四捨五入する前の額。）を記載すること。

※負担金額の記載の要・不要について、別紙 1 フロー図を参照ください。

★高齢受給者特例による 1 割の場合の負担金額の記載がよくわからない！

上記の記載要領「イ」より「支払いを受けた一部負担金の額を記載すること」から、請求金額の 1 割を記載します。

【事 例】請求金額が 70,000 円の場合

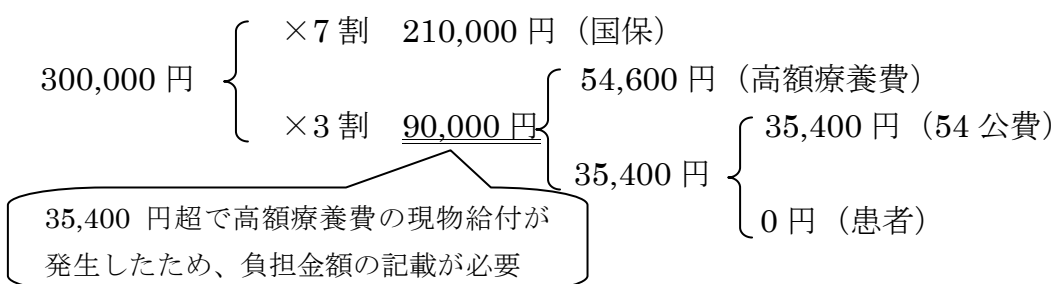
70,000 円×2 割＝14,000 円 ←12,000 円超で高額療養費の現物給付が発生したため、記載が必要。

レセプトに記載する金額は、70,000 円の 1 割である 7,000 円となる。

★公費の自己負担がないのに、どうして保険の項の負担金額を記載しなければならないの？

上記の記載要領「イ」より「「負担金額」の項には、支払を受けた一部負担金と公費負担医療が給付する額とを合算した金額を記載すること」から、記載が必要です。

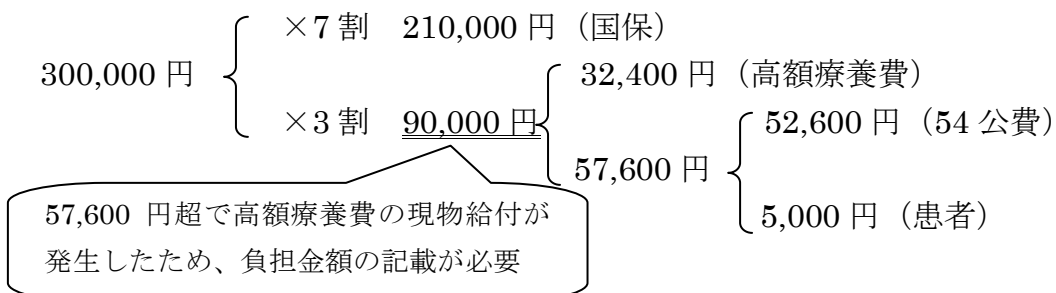
【事例1】54公費併用・公費の自己負担0円、請求金額が300,000円の場合
国保3割負担、適用区分オ



合	保	請 求 円	※ 決 定 円	負担金額 円
	險	300,000		35,400
計	①			
	②			

患者から支払いを受けた一部負担金0円+公費負担医療が給付する額35,400円=35,400円を記載

【事例2】54公費併用・公費の自己負担5,000円、請求金額が300,000円の場合
国保3割負担、適用区分エ



合 計	保 険	請 求 円	※ 決 定 円	負担金額 円
			300,000	
	①			5,000
	②			

患者から支払いを受けた一部負担金 5,000 円+公費負担医療が給付する額 52,600 円=57,600 円を記載

★高齢受給者特例による 1 割でも、54 公費の負担金額の記載は 2 割なの？

上記の記載要領「エ」より、「～医療券に記載されている公費負担医療に係る負担額を記載すること。ただし、当該公費負担医療の給付対象額の 2 割相当の額が、当該医療券に記載されている公費負担医療に係る患者の負担額を下回る場合は、当該 2 割相当の額（「負担金額」の項に金額を記載する者の場合は、10 円未満の端数を四捨五入した後の金額を、金額の記載を要しないもの場合は、10 円未満の端数を四捨五入する前の額。）を記載すること。」から、請求金額の 2 割相当を記載します。

【事例 1】54 公費併用・医療券に記載されている負担上限額 5,000 円、請求金額が 30,000 円の場合

$$30,000 \text{ 円} \left\{ \begin{array}{l} \times 8 \text{ 割} \quad 24,000 \text{ 円} \\ \times 2 \text{ 割} \quad 6,000 \text{ 円} \end{array} \right. \left\{ \begin{array}{l} 1,000 \text{ 円 (54 公費)} \\ 5,000 \text{ 円 (患者)} \end{array} \right.$$

合 計	保 険	請 求 円	※ 決 定 円	負担金額 円
			30,000	
	①			5,000
	②			

当該医療券に記載されている公費負担医療に係る患者の負担額 5,000 円を記載

【事例 2】 54 公費併用・医療券に記載されている負担上限額 5,000 円、請求金額が 20,000 円の場合

$$23,240 \text{ 円} \left\{ \begin{array}{l} \times 8 \text{ 割} \quad 18,592 \text{ 円} \\ \times 2 \text{ 割} \quad 4,648 \text{ 円} \end{array} \right\} \left\{ \begin{array}{l} 0 \text{ 円 (54 公費)} \\ 4,648 \text{ 円 (患者)} \end{array} \right.$$

合 計	保 険	請 求 円	※ 決 定 円	負担金額 円
	①		20,000	
②				4,648

当該医療券に記載されている公費負担医療に係る患者の負担額 5,000 円を下回るため、当該 2 割相当の額 4,648 円を記載
 (※実際に患者が支払った 1 割分の金額ではありません！)

よくある誤り

- ★届出なしでの加算の算定、または届出したが算定開始年月日前の算定
24時間連絡体制加算、24時間対応体制加算、特別管理加算など

★記載漏れ

- ・特記欄：限度額適用認定証、標準負担額減額認定証、特定医療費受給者証（54 公費）、小児慢性特定疾患医療受診券（52 公費）等が提示された場合、記載が必要
 - ・備考欄：70歳以上の低所得で8,000円の自己負担限度額を超えている場合
低Ⅰ・低Ⅱの記載が必要
 - ・提供した情報の概要
 - ・情報提供先の市区町村名
- 情報提供療養費（1,500円）を算定した場合、記載が必要
- ・訪問開始年月日
 - ・心身の状態
 - ・主たる傷病名
 - ・指示期間
 - ・主治医の属する医療機関の名称
 - ・主治医の氏名

★本人家族欄、給付割合欄

- ・70歳以上で高齢受給者なのに、「2本人・7割」や「6家族7割」、「2本人9割」での請求
 - ・高齢受給者「8高齢一」で「9割」での請求
- ※一部負担金の割合とレセプトへの記載について、別紙2を参照ください。

★負担金額の記載漏れや誤り

- ・高額療養費の現物給付が発生しているのに記載がない
- ・高額療養費の現物給付が発生していないのに記載がある

※国保連合会へレセプトを提出する前に、記載漏れ等がないか確認をお願いいたします。